

平成十六年四月九日提出
質問第七五号

公務員制度改革に関する質問主意書

提出者
中村哲治

公務員制度改革に関する質問主意書

現在政府は、公務員制度の見直しを進めているところと承知している。

平成十五年中を目標に提出するとされていた国家公務員法改正案は未だ提出されていないが、この問題については既に何度か国会で審議されている。特に公務員の営利企業への再就職（いわゆる天下り）に関する問題については、私を含め多くの同僚議員が取り上げているところである。

その際の政府の答弁の内容について確認したい点があるので、以下質問する。

一 平成十四年十一月十三日の衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会において、山井和則議員は公務員が営利企業へ再就職する際の承認の在り方について質疑をされた。

石原行政改革担当大臣は、人事院が関与する現行の承認制度については不信を表明され、天下りの公務員数が「七十人が十人になるならば信用いたします。」と答弁された。他方、山井議員の「七十人が十人になるならば信用いたします、ということは石原大臣が進めている大臣承認制にすると、それぐらいの効果が出る、あるいはそれぐらいの効果を目指しているというふうに理解してよろしいですか」との質問に對しては、「公務員制度改革の中で、そちらの方向を目指していることは言うまでもございません」と答

弁されている。

同じ質疑の中で石原大臣は、この大臣承認制の要である「承認基準については高いものを内閣で作る」と答弁され、平成十五年二月十二日の衆議院予算委員会における私の質疑の中でその承認基準については、「この三月末までに」まとめると言明されている。

審議から既に一年近く経過しているが、この承認基準の検討状況及び内容を明らかにされたい。

二 石原大臣は、平成十四年四月二十四日の衆議院内閣委員会における山元勉議員の質問において、大臣承認制を導入すれば、「まっとうな大臣であれば去年よりも今年が、自分が大臣に就任して天下りの数を、よし目をつぶってお手盛りや、ということをやる大臣は絶対出てこない」、「関係大臣が認めるわけですから、もっと政治家にとっては身近な問題になるわけですね。何とか大臣が何とか省の大臣になったら、前の大臣よりも二十人も省庁の天下りが増えたぞと、そうしたら大臣はやはり説明がつかないんだと思います」と答弁されている。

その石原大臣は、昨年九月、国土交通大臣に就任された。最新の天下り白書によると、人事院から各省大臣に承認権限を委任された営利企業への再就職（つまりは大臣承認制による営利企業への再就職）の平

成十五年の承認件数は、国土交通省が三百四十五件と二位（百二十五件）以下を大きく引き離している。確かに去年と比較し承認件数自体は増えていないが減つてもいない。件数としては大量の承認件数と言わざるをえない。石原大臣自身の言葉を借りれば、大臣自身が「まっとう」な大臣ではないということになりかねない結果である。このような結果に至った原因について、大臣承認制が悪いのか、着任が遅すぎたため大臣の手腕を発揮する余裕がなかったのか、それとも放っておけばもっと増えたはずの承認件数を大臣の指導により何とかこのレベルまで抑えたのか、やはり内閣の定める高い基準が無ければ大臣独自では判断できなかつたのか、大臣の責任も含めてどのように考えているのか伺いたい。

三 国家公務員法改正案は予定どおりには提出されなかつた。そこで公務員制度改革大綱で示された改革のスケジュールは大きく変更されたのではないかと考える。改めて、今後の改革に関するスケジュール及び提出予定の国家公務員法改正案の内容を明らかにされたい。

四 平成十五年五月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、山井和則議員が「先ほど石原大臣の御答弁の中ですね、出来る限り承認基準というものについても法律の中に書き込んでいくという御答弁がありました。それで宜しいでしょうか。」と質問されたところ、石原大臣は、「結構でございますま

す。」と答弁されている。この方針に変更はないか。

また法律案の提出時には、併せて政令等の内容が示されないと「出来る限り法律の中に書き込んで」いるかどうか判断できない。大臣の発言を確認するためにも、法案の提出時には当然政令等の案も示されるはずと考えるがそれでよいか。

右質問する。